

感染対策指針

社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会（以下、「当会」という。）は、利用者の健康と安全を守るために支援が求められる介護保険サービス・障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い介護保険サービス・障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアルを遵守するとともに、当会における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
委員会構成メンバーは次の通りとする。
事務局長・各事業所長・各事業所長補佐・各係長
- ③ 感染症対策委員会の開催
年2回の定例会議および緊急時の臨時会議を開催する。
- ④ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。
また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ) 利用者の健康管理
 - ロ) 職員の健康管理
 - ハ) 標準的な感染予防策
 - ニ) 衛生管理
- ⑤ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」（含む入職時）を定期的に実施する。
- ⑥ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行

- 動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。
- ⑦ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染の恐れがある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
- イ) 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
　ロ) 消毒
　ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
　ニ) 接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて事業所長と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
- イ) 医療機関（協力医）：とみむろクリニック 0735-28-1030
　ロ) 熊野保健所：0597-855-2158
　ハ) 三重県：059-224-3070（代表）
　ニ) 紀南介護保険広域連合：0597-89-6001
　ホ) 紀宝町役場福祉課：0735-33-0339
　ヘ) その他各事業所で報告が必要となる機関
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
- イ) 各事業所：鵜殿事業所 0735-32-0957
　　　　　　アプローチ事業所 " "
　　　　　　神内事業所 0735-32-2023
　ロ) 各事業所より関連する利用者の家族

<附則>

本方針は、2024年3月25日から適用する。

本方針は、2024年12月18日から適用する。